

飯塚病院 「さくら会」 会則

第一条 名称

本会の名称を飯塚病院「さくら会」とする。

第二条 目的

1. 健康保持と悩み事の解消、並びに会員相互の親睦を図る。
2. 日常生活から得た体験を聞き、実生活にいかす。
3. 参考資料の紹介と情報交換を行う。
4. 医療保険や公費給付等の現状を知る。

第三条 事務局

事務局は飯塚病院 13B 外科に置く。

第四条 会計

1. 本会の経費は会費の収入による。
2. 会費は年会費（2,400）円とする。
3. 会費は、患者会運営のための経費としてのみ使用する。
4. 本会会計年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日とする
5. 会計報告は総会において行う。

第五条 会員

1. 本会は、乳がん患者とそのご家族で、会の目的に賛同して入会を希望する方を対象とする。
2. 脱会は自由である。ただし会費の清算はしない。

第六条 役員

本会に次の役員を置く。

1. 会長 1 名
2. 副会長 1 名
3. 会計 1 名
4. 会計監査 2 名
5. 幹事 4 名
6. 事務局長 1 名
7. 顧問 3 名

第七条 役員の仕事

1. 会長は本会を代表し、会の秩序を保持し、円滑に会の運営と進行に責任を持つ。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は仕事を代行する。
3. 会計は会費の管理を行う。
4. 会計監査は会計の状況を監査する。
5. 事務局長は事務局を統轄し、会務を処理する。
6. 幹事は事務のために、地区の連絡、調整をはかる。

第八条 顧問、相談役

本会は、役員会の推薦により顧問または相談役を置くことができる。

第九条 役員を選出

役員を選出は、総会において出席者の過半数の同意を得て選出する。役員を選出により、会長1名、副会長1名、会計1名、会計監査2名、幹事を決定する。

※会計監査のうち1名は、飯塚病院の職員とする。

第十条 役員の任期

役員の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

第十一条 総会

定時総会は年に一回開催する。なお必要に応じて臨時総会を開催する事が出来る。

第十二条 禁止事項

1. 宗教・政治活動
2. 参加者のプライバシーを侵害する言動
3. 営利目的での販売・斡旋・勧誘等の行動
4. 会員の個人情報やプライバシーの無断公表

第十三条 規約の変更

本会の規約を変更する場合は、総会の決議によるものとする。

第十四条 附則

本規約に定めのない規約については、その都度役員会において協議決定し、次の総会において承認を得るものとする。

第十五条 会報

会報は、年1回発行する。

補 則

本会則は、平成19年10月26日から施行する。

(平成25年2月20日 一部改定)